

岐阜県企業立地促進事業補助金（令和8年4月～）

＜ご注意＞年度の途中で制度が変更することがあります。

対象施設	対象業種		対象地域	要件		補助金の額	限度額
				初期投下 固定資産額 ^{※1}	新規地元 常用雇用者		
工場	製造業	大企業	下記以外の 区域	10億円以上	10名以上	・初期投下固定資産額の5%以内 (県内に事業所がある企業を除く)	5億円
			過疎地域 ^{※2}	3億円以上			
		中小企業	下記以外の 区域	5億円以上			
			過疎地域 ^{※2}	3億円以上			
デジタル 関連施設	情報サービス業 データセンター	大企業	下記以外の 区域	10億円以上	5名以上		
			過疎地域 ^{※2}	3億円以上			
		中小企業	下記以外の 区域	5億円以上			
			過疎地域 ^{※2}	3億円以上			
物流施設	道路貨物運送業、倉庫業 貨物運送取扱業、卸売業 小売業	県内全域	10億円以上	10名以上			

注) 家屋の建設工事の着工の90日前までに申請。

※1 初期投下固定資産とは、土地、家屋、償却資産（設備）のこと。

※2 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用区域のこと。